

2025年9月18日
全国港湾25発第6号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内 一



東京地裁の判決を踏まえた良好な産別労使関係の再構築を目指す取り組み指示

東京都労働委員会は、2021（令和3）年7月20日付で、日港協に対し、全国港湾及び港運同盟が申し入れた産別最低賃金に関する団体交渉について、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならない等の命令を発した。日港協は、この命令を不服として中労働委員会に再審査申立てをしたが、中央労働委員会は、2023（令和5）年12月20日付で、日港協の申立てを棄却する命令を発し、東京都労働委員会の命令を維持した。さらに、日港協は、中央労働委員会の命令を不服として、その取消しを求める行政訴訟を東京地方裁判所に提起したが、本年9月16日、東京地裁は、日港協の請求を棄却するとの判断を下した。また、【同日/25年9月16日、】東京地方裁判所は、日港協に対し、行政訴訟の判決の確定を待たずに、直ちに、東京都労働委員会の命令を履行しなければならない旨の緊急命令を発した。

これを踏まえ、第18回中央執行委員会(9月17日)及び、第18回定期大会(9月17～18日)は、良好な労使関係の再構築をめざし、中央レベルだけでなく、職場・地域から声を上げていく取り組みを推進することを確認した。定期大会では、日港協が判決に背を向け、不誠実な対応を示す場合はスト権行使を含めた産別総ぐるみのたたかいを組織することの決議を採択した。

については、各単組・地区港湾は、下記の取り組みを進めるよう指示する。

記

1. 各地区港湾は、東京地裁の判決(要旨を添付)を関係各地区港運協会に手交し、これを、会員店社にも周知して、日港協に対し、控訴しないこと、並びに緊急命令を履行することを提言するよう取り組まれない。
2. 各単組は、加盟全組合(支部・分会)に対し、上記1項と同趣旨の取り組みを関係店社に徹底するよう取り組まれない。
なお、各地区港湾の取り組み促進への縦指示を取り組むこと。
3. 各単組・地区港湾は、本取り組みを産別交渉体制の維持と再構築の取り組みであるとの認識のもと、産別ストライキ権の行使を含むたたかう組織体制の準備を整えること。

以上

<添付> 東京地裁の判決(判決要旨付)